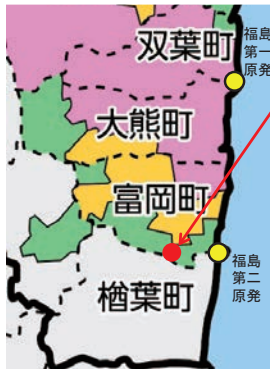


双葉郡8町村、更には福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要。既存の管理型処分場であるフクシマエコテッククリーンセンターを活用し、10万Bq/kg以下の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する計画。



- 汚染廃棄物対策地域
- 帰還困難区域
- 居住制限区域
- 避難指示解除準備区域

フクシマエコテッククリーンセンター ※富岡町に位置（搬入路は楡葉町）

【施設概要】

- ・処分場面積：約9.4ha
- ・埋立容量：約96万 m^3 （埋立可能容量：約65万 m^3 ）

埋立処分計画（案）

○ 埋立対象物

- ・双葉郡8町村の住民帰還後の生活ごみ <約 2.7万 m^3 >
- ・対策地域内廃棄物等 <約44.5万 m^3 >
- ・福島県内の指定廃棄物 <約18.2万 m^3 >

○ 事業期間

- ・双葉郡8町村の生活ごみ 約10年間
- ・対策地域内廃棄物等及び指定廃棄物 約6年間を目標

○ 埋立処分・モニタリング等

- ・放射性セシウムの溶出抑制、雨水浸透抑制等、放射性物質が漏出しないよう多重の安全対策を実施。
- ・遮水工、浸出水処理施設等の定期点検や、空間線量率、地下水等の放射能濃度のモニタリングを実施。

○ 環境省の責任と管理体制

- ・特措法に基づき、環境省が事業主体となり、処分場を国有化した上で、責任を持って埋立処分を実施。
- ・環境省は現地事務所を新設し、現場責任者を常駐させ、適切な埋立処分や施設の管理を確保。

福島県では、双葉郡8町村を中心に放射性物質に汚染された廃棄物が発生しており、復興を進めるためには、汚染廃棄物をできるだけ早く処理する必要があります。

10万ベクレル/kg以下の廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法の処分基準に従って、既設の管理型最終処分場で安全に処分できます。このため、福島県内で発生した10万ベクレル/kg以下の指定廃棄物等については、双葉郡にあり、十分な残余容量を有している既存の管理型最終処分場を活用して、速やかに埋立処分を実施する計画です。

この計画については、平成25年12月に中間貯蔵施設と併せて受入要請を行ったのち、地元の富岡町及び楡葉町の当局や議会、住民へのご説明を行ってきました。

平成27年6月にお示しした国有化を含む国の考え方に対して、8月に福島県並びに富岡町及び楡葉町から申入れを受けました。

この申入れ等を踏まえ、平成27年11月に国としての考え方を改めて取りまとめて提示しました。

その後、平成27年12月に、福島県及び富岡町・楡葉町から、処分場活用の容認をいただいたところです。

事業の実施にあたっては、安全・安心の確保に万全を期すると共に、地域住民の皆様の御不安や御懸念を解消できるよう、引き続き努力していきます。

本資料への収録日：平成28年1月18日